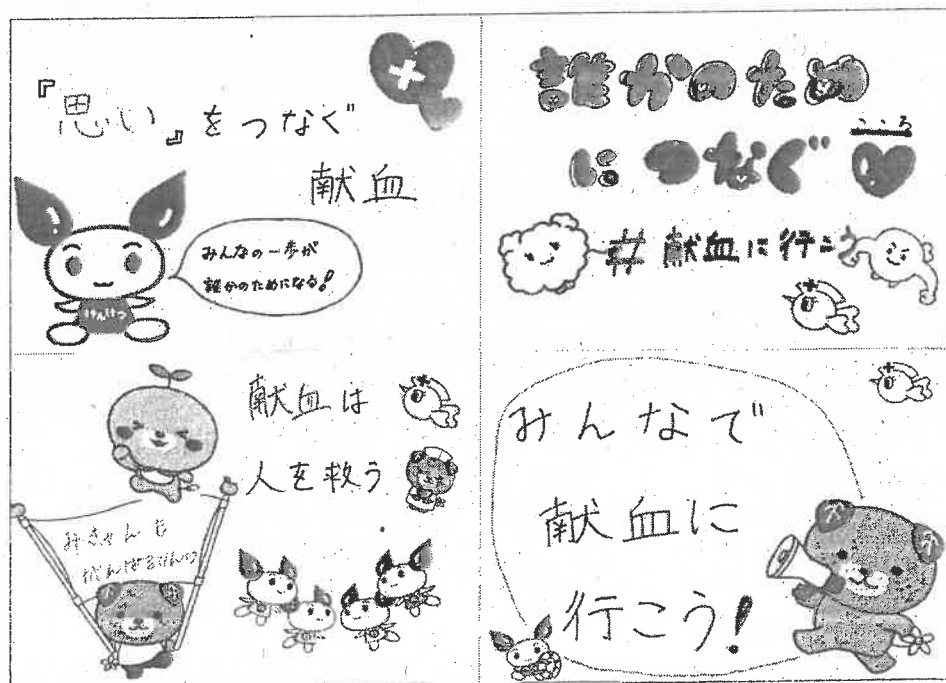


参考資料



愛顔の高校生献血推進会議 成果物
～ポスターデザイン～

事務連絡

令和６年１２月２０日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局血液対策課

令和７年度の献血の推進に関する計画（案）の送付について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和３１年法律第１６０号。以下「血液法」という。）第１０条第５項の規定に基づく都道府県献血推進計画の策定については、令和５年３月１日付事務連絡「都道府県献血推進計画について」（別添１）により、手続きの見直しを行い、１１月末頃から３月末に策定を行うことで差し支えない旨をお示ししたところ です。

血液法第１０条第１項の規定に基づく「令和７年度の献血の推進に関する計画（案）」（別添２）については、薬事審議会血液事業部会より適当である旨の答申（令和６年１２月１７日付）を受けておりますので、都道府県献血推進計画の策定に際し、参考とされてくださ い。

【照会先】

厚生労働省医薬局

血液対策課献血推進係 村本

電話：０３－５２５３－１１１１（内 ２９０８）

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 1 日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

都道府県献血推進計画について。

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において都道府県献血推進計画（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第5項）に係る提案があり、別紙 1 のとおり閣議決定されたことを受け、令和 4 年度の薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会献血推進調査会において、同計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて同計画の期間を判断することを可能とすること等について検討を進めてきました。

その結果、同計画の策定については、引き続き義務付けを存置することとする一方、都道府県の事務負担の軽減に資する観点から、下記のとおり見直しを行うこととしましたのでお知らせいたします。

記

（1）都道府県献血推進計画の計画期間について

都道府県献血推進計画の記載事項については、別紙 2 の第 2－1－（1）のとおり、「都道府県献血推進計画において、おおむね、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量、献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項を定めるものとしていただきたい」としており、同計画の計画期間については、法第 10 条第 5 項において、「毎年度」策定することとされているところ、今後は以下のとおりといたします。

- ・記載事項のうち、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については、引き続き毎年度策定することとする。
- ・一方で、その他の記載事項である「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」、「その他献血の推進に関する重要事項」については、変更の必要が生じたときのみ変更することで差し支えないこととする。

(2) その他の策定に伴う手続について

- ・都道府県献血推進計画の策定期限については、従来は国計画の告示後の2月末～3月末の期間で策定していたところ、今後は、都道府県と採血事業者の協議によって各都道府県別の血液目標量が実質的に確定し、血液事業部会の審議をもって厚生労働大臣に答申される11月末～3月末を策定に充てる時期とすることで差し支えないこととする。
- ・同計画の策定に伴う手続（協議会開催等）については、各都道府県の判断に基づいて実施することで差し支えないこととする。

【照会先】

厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課献血推進係 針谷
電話：03-5253-1111（内2908）

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

令和3年12月21日

閣 議 決 定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(30) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31 法160）

都道府県献血推進計画（10 条5 項）については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3 年度中に通知する。

薬生発 0827 第 2 号
令和 2 年 8 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正について（抄）

第 200 回国会で成立した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号。以下「改正法」という。）により、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「法」という。）の一部が改正されました。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 155 号）により、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号。以下「規則」という。）等の一部が改正され、改正法の一部の施行と併せて、令和 2 年 9 月 1 日から施行することとされたところ です。

これらの改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 法第 1 章 総則関係 (略)

第 2 第 2 章 基本方針等

1 法第 10 条並びに規則第 3 条及び第 3 条の 2 関係

(1) 献血推進計画の記載事項

(略)

(中略) 都道府県献血推進計画において、おおむね、当該年度に献血によ

り確保すべき血液の目標量、献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項を定めるものとしていただきたいこと。

(以下、略)

(案)

令和 7 年度の献血の推進に 関する計画

令和 7 年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1 令和7年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血推進の実施体制と役割	1
2 献血推進のための施策	2
(1) 普及啓発活動の実施	
ア 国民全般を対象とした普及啓発	
イ 若年層を対象とした普及啓発	
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
(2) 採血所の環境整備等	
ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
イ 献血者の利便性の向上	
第3 その他献血の推進に関する重要事項	5

1	献血の推進に際し、考慮すべき事項	5
	(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
	(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
	(3) 採血基準の在り方の検討	
	(4) まれな血液型の血液の確保	
	(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施	
2	輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応 . .	6
3	災害時等における献血の確保	6
4	献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価	6

令和 7 年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき定める令和 7 年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 31 年厚生労働省告示第 49 号）に基づくものである。

第 1 令和 7 年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 令和 7 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 53 万リットル、血漿製剤 26 万リットル、血小板製剤 17 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和 7 年度には、全血採血による 136 万リットル及び成分採血による 88 万リットル（血漿成分採血 59 万リットル及び血小板成分採血 29 万リットル）の計 224 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第 2 献血に関する普及啓発その他の第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和 5 年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和 7 年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿成分製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商

工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(7) 全国的なキャンペーン等の実施

- 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、宮城県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤^{しょうぶんわせいざい}について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

- 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の

一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- ・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(I) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 国は、小中学校段階での献血推進活動等の献血への理解を深めてもらうための取組を行う。
- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減す

ることはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。

- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和8年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直す必要がある。
- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

令和7年度の献血の推進に関する計画（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

令和7年度献血推進計画（案）	令和6年度献血推進計画
本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和7年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づきものである。	本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和6年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づきものである。
第1 令和7年度に献血により確保すべき血液の目標量 - 令和7年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>53</u> 万リットル、血漿製剤 <u>26</u> 万リットル、血小板製剤 <u>17</u> 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。 - さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和7年度には、全血採血による <u>136</u> 万リットル及び成分採血による <u>88</u> 万リットル（血漿成分採血 <u>59</u> 万リットル及び血小板成分採血 <u>29</u> 万リットル）の計 <u>224</u> 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。	第1 令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量 - 令和6年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>52</u> 万リットル、血漿製剤 <u>25</u> 万リットル、血小板製剤 <u>17</u> 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。 - さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和6年度には、全血採血による <u>135</u> 万リットル及び成分採血による <u>87</u> 万リットル（血漿成分採血 <u>56</u> 万リットル及び血小板成分採血 <u>31</u> 万リットル）の計 <u>222</u> 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

令和7年度献血推進計画（案）	令和6年度献血推進計画
第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項 令和5年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和7年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。 2 献血推進のための施策 (1) 普及啓発活動の実施 ア 国民全般を対象とした普及啓発 (7) 全国的なキャンペーン等の実施 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、宮城県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 (略) - 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している<u>免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤</u>について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことを周知することができないことを周知するとともに、安定供給が	第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項 令和4年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和6年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。 2 献血推進のための施策 (1) 普及啓発活動の実施 ア 国民全般を対象とした普及啓発 (7) 全国的なキャンペーン等の実施 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、岐阜県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 (略) - 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している<u>血漿分画製剤</u>について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採

令和7年度献血推進計画（案）	令和6年度献血推進計画
確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。 (ウ) 複数回献血の推進 (略) - 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。 イ 若年層を対象とした普及啓発 (イ) 学校等における献血の普及啓発 - 国は、小中学校段階での献血推進活動等の献血への理解を深めてもらうための取組を行う。 (2) 採血所の環境整備等 イ 献血者の利便性の向上 - 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏ま	血への協力を呼びかける。 (ウ) 複数回献血の推進 (略) - 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。 イ 若年層を対象とした普及啓発 (イ) 学校等における献血の普及啓発 - 国は、小中学校現場での献血推進活動を含め、献血への理解を深めてもらうための取組を行う。 (2) 採血所の環境整備等 イ 献血者の利便性の向上 - 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児ス

令和7年度献血推進計画（案）	令和6年度献血推進計画
えた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。 第3 その他献血の推進に関する重要事項 4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和8年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直す必要がある。	スの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。 第3 その他献血の推進に関する重要事項 4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和7年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直す必要がある。

事務連絡

令和7年1月27日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局血液対策課

「献血推進 2025」の期間延長について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、薬事審議会血液事業部会献血推進調査会において審議し、中期目標「献血推進 2025」について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市区町村及び都道府県赤十字血液センターと十分に連携を取り、献血事業の更なる推進に特段の御配慮を御願い申し上げます。

記

1 中期目標期間について

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」（令和6年3月29日厚生労働省告示第153号。以下「基本方針」という。）の対象期間（令和6（2024）年度から令和10（2028）年度）と、献血の中期目標期間を合わせることにより、基本方針に基づき、国、日本赤十字社、都道府県、市町村等が一体となって献血を推進することができるようにするため、「献血推進 2025」の目標期間（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度）を、令和10（2028）年度まで延長する。

2 達成目標について

当面の間は、各目標についてポストコロナの人口動態の経過をみながら、引き続き、それぞれの達成状況を確認しつつ献血推進の取組を行っていく。

今後、免疫グロブリン製剤の需要動向の変化など、目標献血率に大きな影響を及ぼすような変化が起こり得る可能性も踏まえ、引き続き、血液製剤の需要

予測を継続して行いながら、必要に応じて献血の中期目標を見直すことについても検討していく。

<参考1>

○令和6年11月25日 薬事審議会 令和6年度第1回血液事業部会 資料3

「献血推進2025の期間延長について」（厚生労働省医薬局血液対策課）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11127000/001336649.pdf>

<参考2>

○令和6年7月1日 薬事審議会血液事業部会 令和6年度第1回献血推進調査会

資料2-1

「『献血推進2025』の献血率目標値の妥当性と2028年の献血率目標値の案について」（田中参考人提出資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11127000/001269146.pdf>

<参考3>

○令和3年2月26日 薬事・食品衛生審議会薬事分科会令和2年度第2回血液事業部会 資料4-1

「献血推進に係る新たな中期目標『献血推進2025』について」（厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11127000/000744361.pdf>

「献血推進2025」の期間延長について

厚生労働省医薬局血液対策課

1. 経緯

「献血推進2025」を策定した2020年当時は、新型コロナウイルス感染症の及ぼす影響が見通せなかったことから、「中間年である令和5年度を目途に達成目標の実績値を確認し、必要に応じ見直す」とこととした。

そのため、令和6年7月1日の献血推進調査会において、これまでの実績を確認して中間評価を行い、現状の把握と今後の方向性について事務局より提示した。（別紙参照）

今後の方向性について、当調査会において了承いただいたことを受けて、以下2.のとおりとする。

2. 中期目標「献血推進2025」の期間延長について

① 中期目標期間について

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」（令和6年3月29日厚生労働省告示第153号）の対象期間（2024年度から2028年度）と、献血の中期目標期間を合わせることにより、基本方針に基づき国、日本赤十字社、都道府県、市町村等が一体となって献血を推進することが出来るようにするため、「献血推進2025」の目標期間（2021年度から2025年度）を、2028年度まで延長する。

<参考> 基本方針と中期目標の関係

血液法基本方針	2003～2008	2008～2013	2013～2019	2019～2023	2024～2028
献血推進の中期目標	2005～2009	2010～2014	2015～2020	2021～2025	～2028（延長）
	献血構造改革	献血推進2014	献血推進2020	献血推進2025	→ 献血推進2028

② 達成目標について

・当面の間は、各目標についてポストコロナの人口動態の経過をみながら、引き続き、それぞれの達成状況を確認しつつ献血推進の取組を行っていく。

・今後、免疫グロブリン製剤の需要動向の変化など、目標献血率に大きな影響を及ぼすような変化が起こり得る可能性も踏まえ、引き続き、血液製剤の需要予測を継続して行いながら、必要に応じて献血の中期目標を見直すことについても検討していく。

(別紙)

「献血推進2025」の中間評価について

厚生労働省医薬局血液対策課

1. 概要

将来の血液製剤の安定供給体制を確保するため、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を目標期間とする新たな中期目標「献血推進2025」を設定し、献血の推進を図っていくこととしている。

「献血推進2025」の策定時には、新型コロナウイルス感染症の及ぼす影響が見通せなかったことから、「中間年である令和5年度を目途に達成目標の実績値を確認し、必要に応じ見直す」こととしており、今般、これまでの実績を確認して中期目標の中間評価を行う。

2. 「献血推進2025」の令和5年度までの実績

項目	目標の定義	令和7年度 目標値 (2025年度)	令和5年度 実績値 (2023年度)	令和4年度 実績値 (2022年度)	令和3年度 実績値 (2021年度)
若年層の献血者 数の増加	若年層(16歳～ 39歳)の人口に 対する献血者 数の割合(献血 率)	6.7%	5.2%	5.3%	5.4%
	(参考)10代	6.6%	4.7%	4.8%	4.5%
	(参考)20代	6.8%	5.3%	5.5%	5.5%
	(参考)30代	6.6%	5.3%	5.4%	5.5%
安定的な献血の 確保	献血推進活動 に協力いただけ る企業・団体の 数	70,000 社	65,939 社	64,195 社	62,435 社
複数回献血の 推進	年に2回以上献 血された方(複 数回献血者)の 人数	1,200,000 人	1,054,111 人	1,051,670 人	1,049,530 人

献血 Web サービスの利用の推進	献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の登録者の人数	5,000,000 人	3,759,780 人	3,377,319 人	2,955,408 人
-------------------	-----------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

- (1) 若年層（16 歳～39 歳）の人口に対する献血者数の割合（献血率）については、令和 4 年度、令和 5 年度とも対前年度比で 0.1%低下した。参考値の 10 代から 30 代の献血率についても、令和 5 年度は対前年度比で 0.1～0.2%低下した。将来にわたり安定的に血液を確保するためには、引き続き、若年層への働きかけを行っていく必要がある。
- (2) 献血推進活動に協力いただける企業・団体の数（献血サポーター）については、着実に数字を伸ばしてきたが、目標の 70,000 社には届いていない。引き続き、各企業・団体に働きかけを行っていく必要がある。
- (3) 年に 2 回以上献血された方（複数回献血者数）については、数字は伸びているが目標の 1,200,000 人には届いていない。血液の安定供給のために、引き続き、複数回献血者の確保に取り組んでいく必要がある。
- (4) 献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の登録者については、着実に登録者数を増やしているが、目標の 5,000,000 人には届いていない。引き続き、ラブラッドへの登録者を増やし、継続的な献血への協力を呼びかける必要がある。

3. 現状の把握と今後の方向性

(1) 現状

・献血推進 2025 の各目標値については、令和 5 年度（2023 年度）終了時点において、横ばいまたは少し低下傾向にある項目や順調に数字を伸ばしている項目があるが、いずれも目標値には到達していない状況である。

・一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、献血者への感染防止対策を講ずるとともに献血啓発活動を強化することにより、全体としては必要な献血者数を確保し、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤メーカー向けの原料血漿を滞りなく供給することが出来ている。

(2) 今後の方向性

①中期目標の期間延長について

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」（令和 6 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 153 号）の対象期間（2024 年度から 2028 年度）と、献血の中期目標期間を合わせることで、基本方針に基づき国、日本赤十字社、都道府県、

市町村等が一体となって献血を推進することが出来るようにするため、「献血推進2025」の目標期間（2021年度から2025年度）を、2028年度まで延長することとしたい。

＜参考＞基本方針と中期目標の関係

血液法基本方針	2003～2008	2008～2013	2013～2019	2019～2023	2024～2028
献血推進の中期目標	2005～2009	2010～2014	2015～2020	2021～2025	～2028（延長）
	献血構造改革	献血推進 2014	献血推進 2020	献血推進 2025	→ 献血推進 2028

②達成目標について

- ・厚生労働科学研究（研究代表者：田中純子 広島大学理事・副学長／疫学&データ解析新領域プロジェクト研究センター長。以下「田中班」という。）において、2025年度の目標献血率を再度算出したところ、前回算出した目標献血率と大きくは変わらなかったことから、「献血推進2025」目標値の修正は不要と考えられた。

- ・2021年度から2023年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という通常とは異なる状況であったことから、過去3年間の実績を踏まえて今後の動向を予測し、達成目標を見直すことは難しいと考える。

- ・以上より、当面は各目標についてポストコロナの人口動態の経過をみながら、引き続き、それぞれの達成状況を確認しつつ献血推進の取組を行っていくこととしたい。

- ・田中班の研究では、2028年度の献血率目標値については、コロナ禍の影響が示唆されることから、2022年以後のデータを元に再度目標値を算出することが必要と考えられた。

今後、免疫グロブリン製剤の需要動向の変化など、目標献血率に大きな影響を及ぼすような変化が起こり得る可能性も踏まえ、引き続き、血液製剤の需要予測を継続して行いながら、必要に応じて献血の中期目標を見直すことについても検討していきたい。